

令和5年度木づくり促進事業

※日田家具ポイントとは日田市内で製造された家具と交換できるポイントです。

住宅等の新築やリフォームに日田材又は日田家具ポイントを支給します

○支給対象となる建物

- 【新築】日田材の使用量が15m³以上の自らが居住するための住宅
- 【リフォーム】一般住宅または集合住宅における自らが居住する住戸（5万円以上日田材を使うもの）
新築の対象とならない15m³未満の新築住宅
住宅に付属する施設の新設（倉庫、車庫、塙、ウッドデッキ等）

○支給条件（主なもの）

- ・令和4年度に同一の施主又は同一の住宅等が本制度の補助を受けたことがないこと
- ・木材使用量のおおむね80%以上日田材であること
- ・年度内の完成（上棟）が可能なこと
- ・日田市内の業者が施工すること
（必ず請負契約を締結すること。自ら施工するリフォーム等は対象となりません。）
- ・施主が市税を滞納していないこと

その他条件がございますので詳しくは下記事務局へ事前にお問い合わせください

○補助の内容

新築・リフォームに対して、補助上限額内の日田材 または 日田家具ポイントを支給

○木材使用量加算【新築住宅の木材使用量（炭素貯蔵量）に応じて加算】

加算の目安(スギの場合)：16 m³～(10万円)、24 m³～(15万円)、33 m³～(20万円)

○特別加算【建設地が日田市内に限る】

「三世同居」又は「UIターン」の方は日田材または家具ポイントが加算されます
【三世同居とは】

三世同居世帯として三世以上の直系親族が、基準日以内に新たに同一世帯で同居すること

【UIターンとは】

5年以上日田市外に居住していたものが、基準日以内に新たに日田市内で自らが居住する住宅を新築または住宅・住戸をリフォームすること

(※)基準日とは交付申請日以前1年以内及び工事完了日より1年以内

<補助額早見表>

区分	基本補助額	加算額			
		木材使用量	UIターン	三世同居	三世+UIターン
新築	30万	+10・15・20万	+10万	+15万	+25万
リフォーム	15万	-	+5万	+10万	+15万

○申請書類

申請書・建築契約書・工事見積書・設計図・木材使用明細書・付近見取図
建築確認済証（新築のみ）・着工前写真（リフォームのみ）・市税の滞納のない証明書
世帯全員分の住民票（三世同居のみ）・移住者の住民票（UIターンのみ）

※その他、追加の書類が必要な場合があります

<申請先・お問合わせ>

顔の見える日田材の家づくり等推進協議会 事務局
日田市大字東有田字新山 2776-6
(日田木材協同組合内) TEL 24-2167

※予算がなくなり次第締めきります